

相続ドック NEWS RELEASE 2010.5

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

新保険法！ 契約者が押さえておきたい変更点！

100年ぶりの保険法改正！？
保険法で何が変わる？
法人契約・決算対策への影響は！



4月1日より「新保険法」が施行になりました。日本は生命保険の世帯加入率が90%超の「保険大国」ですが、もはやお任せ加入の時代は終わりました。契約者として改正のポイントを押さえておきましょう。

なぜ今、新保険法？



●100年ぶりの法改正？

保険に関する法律は目的によって2つに大別され、1つは保険契約に関する「契約法」、もう1つは保険会社を監督する「監督法」。今回施行の「保険法」は前者の「契約法」です。

<保険制度を規制する法律は2種類>

目的	名称	制定	改正
契約法	商法の「保険に関する規定」	1899年	今回「保険法」として独立
監督法	保険業法	1900年	1942年改正、1995年全面改正

これまで日本には独立した保険の契約法は存在せず、1899(明治32)年に制定された商法の規定のみでした。明治44年の一部改正以来、約1世紀ぶりの抜本改正となります。

●改正の背景に2つの要因！

制定から100年以上も改正されていないのは驚きですが、改正の背景は次のように。

①保険法の現代化の必要性

制定当時になかった第3分野（医療保険等）が対象に含まれていないことや、共済も適用対象かどうか明確でなく、内容が近年の実情に合っていない。



②契約者保護意識の高まり

2005年2月に保険金不払い問題が表面化し、社会問題に。その他契約者と保険会社間の契約トラブルは年々増加。

●今回改正のポイントは？

従来（商法）	保険法による改正
①適用対象契約の拡大	
損害保険と生命保険のみ（共済契約含まず）	共済契約（全労済・JA共済等）、医療保険、ガン保険、障害疾病契約が新しく対象に
②保険契約者の保護	
健康状態に問題があれば自主的に告知が必要	保険募集人からの質問に回答する質問応答義務による告知へ
保険金支払い時期のルールがない	支払時期が規定され、期限を過ぎると保険会社が遅れた責任を負う
任意ながら法律の規定よりも保険約款が優先	保険法の規定よりも契約者に不利になる保険約款の定めは無効

●契約者保護の規定整備！

保険契約者、被保険者、受取人の保護規定が整備されました。告知義務や保険給付の履行時期など、保険会社が契約者に有利な条項を定めることは可能ですが、保険会社が約款などで不利な条項を設けても無効になります。



●既契約にも影響あり！

施行は4月1日ですが、施行に先駆け、3月2日以降の新規契約から適用している保険会社が多いようです。ただし、改正点は新規契約だけでなく、既契約も対象となる規定があるので要チェック。また、契約者保護の色彩が強いはいえ、変更点は押さえておくべきでしょう。

注意すべき改正点とは



●告知義務は質問項目のみ！

告知義務が自発的申告から質問応答義務に変わりました。従来も実務上は保険会社の質問項目に答える形で告知していたので、一見大きな変化はありません。

告知義務とは？



生命保険加入時に、加入する者（被保険者）の現在の健康状態や、過去の病気やケガ、職業などを保険会社に告げる必要があり、これを告知義務という。

<告知義務違反による解除> (変更なし)

告知義務違反を保険会社が知った場合は、契約を解除することができる。解除すると、それ以前に死亡事故等が起きていても保険金は支払われない。（ただし、事故と告知義務違反の内容に因果関係がない場合は支払われる）

以下の場合、保険会社は契約を解除できない。

- ①契約後2年を超えて有効に継続した場合
- ②保険会社が解除原因を知ってから1ヵ月以内に解除しなかった場合

これまでは告知書の質問項目にない重要項目を告知していないとして、保険会社が告知義務違反を主張することも可能でしたが、今後は保険会社がそうした争いを起こすことは、法律上できなくなったわけです。

●2年過ぎたら大丈夫はウソ



「病歴を隠しても、2年過ぎれば大丈夫」という人もいますが、これは保険会社からの解除ができなくなるだけで、保険金の支払いとは別。重大事由による解除であれば期限はありません。また、保険金詐欺目的の告知義務違反とみなされた場合は、無効となり、返戻金も支払保険料も戻りません。（明治安田生命の保険金不払いを逆に悪用）

●保険外交員に勧められた？

これまで、契約件数を稼ぎたい保険外交員が健康上の問題を知りながら加入させ、保険金不払いにつながるケースが多くありました。これまでの商法の規定では、外交員等に勧められて告知義務違反をした場合でも、保険会社は保険金支払いを拒むことができまし

<新保険法の主な具体的改正項目！>

①～④は既契約も対象。施行後の新規契約は①～⑧（施行後の復活・自動更新も含む） 新：新規、既：既契約

No	項目	内容	対応等	対象
①	保険金等の支払時期（保険給付の履行期）	保険金・給付金の支払い時期を約款に定める	解約請求書が到着後、原則5営業日以内。遅れると遅延利息あり（*）	新 既
②	重大事由による契約解除	一定の重大事由がある場合	保険会社が契約解除できる。（昨今の保険金詐欺事件が背景に。）	新 既
③	保険金受取人死亡時の取り扱い	次の受取人が指定されるまで	次の受取人が決まるまでは法定相続人全員が法定相続分で受取人になる。	新 既
④	介入権（契約者以外の解除効力）	差押債権者等が債権回収のため契約を解約する場合	一定要件のもと保険金受取人が契約継続させることができる。	新 既
⑤	告知義務	自発的申告から、質問応答義務へ変更	告知書が質問形式に改定された。募集人による告知妨害の場合も、保険会社は支払い義務が生じる。	新
⑥	年の途中解約、減額	年払・半年払契約が解約・減額された場合	未経過保険料が返金される（その時点の解約返戻金と合わせて支払われる）	新
⑦	遺言による受取人変更	契約者は被保険者の同意を得て、遺言で受取人変更可能に	受取人が先に亡くなる場合も考えて遺言でその後の受取人を指定。	新
⑧	被保険者による契約解除	被保険者と契約者が異なる契約において	モラルリスクからの解放のため、被保険者が契約者に対して解約請求できる	新

*支払事由発生有無、告知義務違反可能性等の確認を要する場合は45日営業日。支社、代理店、募集人への到着含む

た。新保険法ではこうしたケースで解除したり支払い拒否はできなくなりましたが、契約者が勧められた事実を証明するのは必ずしも簡単ではないので要注意です。

●保険金や返戻金の支払期限



今後、保険会社は約款で定めた期限までに保険金等を支払わなかった場合、遅滞の責任を負います。具体的には遅延利息を払うことに。

<保険金や解約返戻金の支払期限>

- ◆不備ない請求書：会社到着の翌日から5営業日
- ◆事実確認が必要な場合：同日から45日
- ◆特別な照会や事実確認が必要な場合：同180日

会社到着は解約部署ではなく、営業所、代理店、募集人も含みます。保険会社は今後、受理日付けの管理が重要に。



●保険金受取人の変更！

これまで判例にはあり、できるとされていた遺言による保険金受取人変更が明文化されました。一方、今回、受取人が先に亡くなった場合は、指定されるまでは相続人全員が受取人になるとされています。現在は高齢化が進み、受取人にした息子や娘が先に亡くなるケースも。

法人契約への影響は？



●未経過保険料が戻ってくる？

法人契約で影響があるのが、年払・半年払契約を解約・減額する場合、未経過保険料が返還されることになった点です。例えば、3月決算法人が決算月に年払保険料を支払い、年の途中の9月に解約すると、解約返戻金以外に10月～翌年3月分の保険料が返金されます。従来、保

険会社は「保険料不可分の原則」により未経過分の返還に依りなくとされてきました。

<未経過保険料が返還されるのは？>

場合	取扱内容
対象契約	2010年3月2日以降新規契約
解約	◆解約返戻金：月払水準に変更 ◆未経過保険料：月数で計算
死亡保険金支払	月数計算し保険料を返還する
免責・重大事由による解除	解約と同様に計算し返還する
詐欺取消等	保険料を返還しない
保険料払込免除	免除発生時は返還しない
払済への変更	月数計算し保険料を返還する

●解約時の受取りが変わる？

未経過保険料が戻るのも、一見有利なようですが、解約返戻金も月払い水準で計算されるので要注意です。下記の年払い契約を10回支払い後に解約した場合、解約時期により解約返戻金と返戻率が違ってきます。(図表①)

<例>ガン保険(全損) 被保険者35歳男性 単位：円			
保険年度	払込保険料累計	解約返戻金	返戻率
1年	2,037,900	286,680	14.1%
5年	10,189,500	8,752,740	85.9%
9年	18,341,100	17,557,500	95.7%
10年	20,379,000	19,802,520	97.2%

これまでは、3月決算法人が決算月に10回目の年払保険料を支払い、翌月に解約した場合の解約返戻金は1,980万円(上記)でしたが、今後は1,774万円で、未経過保険料186万円と合計で1,961万円と目減りします。

(図表①1ヵ月経過時点参照)



●仕訳や損金算入額は？

決算期の損金算入額や、解約時の未経過分の経理処理等、法改正にともない変更になる部分もあると考えられるので、専門家へご相談を。

図表① <保険法改正後 経過月数ごとの受取額推移>

(単位：円)

ガン保険(全額損金) 被保険者：35歳男性 10回支払後解約した場合 年払保険料：¥2,037,900							
①累計保険料¥20,379,000 ②解約返戻金 ③解約時の未経過保険料 ④解約時受取合計(②+③)							
経過月数		1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	8ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
解約返戻金	②	17,744,580	18,118,740	18,680,040	19,054,200	19,428,360	19,802,520
未経過保険料	③	1,868,075	1,528,425	1,018,950	679,300	339,650	0
合計④	②+③	19,612,655	19,647,165	19,698,990	19,733,500	19,768,010	19,802,520
実質保険料⑤	①-③	18,510,925	18,850,575	19,360,050	19,699,700	20,039,350	20,379,000
返戻率	②/⑤	95.9%	96.1%	96.5%	96.7%	97.0%	97.2%